

議案第36号

葛飾区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年 6 月 5 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

室内の化学物質対策の実施について定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

葛飾区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年葛飾区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法」の次に「及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）」を加える。

第3条中「次条に規定するものを除き、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の規定の例による」を「省令の規定（省令第43条第2号を除く。）の例によるほか、次条から第12条までに定めるとおりとする」に改める。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準等）」を付し、同条中「保育所型事業所内保育事業（利用定員が20人以上の事業所内保育事業をいう。）を行う事業所」を「保育所型事業所内保育事業所」に改め、同条を第10条とする。

第3条の次に次の6条を加える。

(家庭的保育事業等の化学物質対策等)

第4条 家庭的保育事業者等は、葛飾区長（以下「区長」という。）が別に定める基準により、家庭的保育事業所等の室内の化学物質対策を実施しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、区長が別に定める基準により、乳幼児突然死症候群の防止対

策を実施しなければならない。

(家庭的保育事業等の衛生管理等)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の食事の調理又は介助をする職員に対し、少なくとも1月に1回の検便を行わなければならない。

(家庭的保育事業を行う場所の設備の基準)

第6条 家庭的保育事業を行う場所の調理設備以外の部分と調理設備の部分は、柵等の設備で区画されていることとする。

2 乳幼児の保育を行う専用の部屋を3階以上に設ける建物の要件は、省令第28条第7号イからハまで、ホ、ヘ及びチの要件の例によるものであることとする。

3 前項の規定により家庭的保育事業を行う場所に2以上の階段を設ける場合において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第121条第3項の規定を準用する。

(小規模保育事業所A型の設備の基準等)

第7条 小規模保育事業所A型の保育室及び便所には、手洗用設備を設けることとする。

2 小規模保育事業所A型（保育室等を建物の1階又は2階に設けるものに限る。）の調理設備以外の部分と調理設備の部分は、壁、板等の障壁で区画されていることとする。

3 第3条の規定によりその例によることとされた省令第28条第7号の規定により小規模保育事業所A型に2以上の階段を設ける場合において、建築基準法施行令第121条第3項の規定を準用する。

4 小規模保育事業所A型には、第3条の規定によりその例によることとされた省令に規定する職員のほか、次項に規定する管理者を置かななければならない。

5 管理者は、常勤の保育士として児童福祉事業（保育に係るものに限る。以下同じ。）に2年以上従事した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、小規模保育事業所A型の運営管理の業務に専ら従事する者とする。

(小規模保育事業所B型の設備の基準等)

第8条 前条の規定は、小規模保育事業所B型について準用する。この場合において、同条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、「省令第28条第7号」とあるのは「省令第32条において準用する省令第28条第7号」と読み替えるものとする。

(小規模保育事業所C型の設備の基準等)

第9条 小規模保育事業所C型の保育室及び便所には、手洗用設備を設けることとする。

2 小規模保育事業所C型（保育室等を建物の1階又は2階に設けるものに限る。）の調理設備以外の部分と調理設備の部分は、壁、板等の障壁で区画されていることとする。

3 第3条の規定によりその例によることとされた省令第33条第7号の規定により小規模保育事業所C型に2以上の階段を設ける場合において、建築基準法施行令第121条第3項の規定を準用する。

4 小規模保育事業所C型には、第3条の規定によりその例によることとされた省令に規定する職員のほか、次項に規定する管理者を置かなければならない。

5 管理者は、常勤の保育士として児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、小規模保育事業所C型の運営管理の業務に専ら従事する者とする。

第10条の次に次の2条を加える。

第11条 保育所型事業所内保育事業所の保育室及び便所には、手洗用設備を設けることとする。

2 第3条の規定によりその例によることとされた省令第43条第8号の規定により保育所型事業所内保育事業所に2以上の階段を設ける場合において、建築基準法施行令第121条第3項の規定を準用する。

3 保育所型事業所内保育事業所には、第3条の規定によりその例によることとされた省令に規定する職員のほか、次項に規定する管理者を置かなければならない。

4 管理者は、常勤の保育士として児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、保育所型事業所内保育事業所の運営管理の業務に専ら従事する者とする。

（小規模型事業所内保育事業所の設備の基準等）

第12条 第7条の規定は、小規模型事業所内保育事業所について準用する。この場合において、同条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備以外」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。以下この条において同じ。）以外」と、「省令第28条第7号」とあるのは「省令第48条において準用する省令第28条第7号」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる家庭的保育事業等の認可に係る審査等について適用し、同日前に行われた家庭的保育事業等の認可に係る審査等については、なお従前の例による。